

夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業

夕張市上水道施設 平成24年度水質検査計画書

水質検査計画について

この水質検査計画は、水道法第24条の3並びに第20条、同法施行規則第15条に基づき、現行の水質検査計画に準じて作成したものです。

本計画においては、水質検査の項目・方法・頻度について適正に行うとともに水質異常時の処置・対応方法、検査結果の評価・公表などについて定めます。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質管理上の問題点と取り組み
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 採水地点及びその理由
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質モニター制度の推進
10. 水質検査計画および検査結果の公表
11. その他

ゆうばり麗水株式会社

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの水系統を代表する蛇口（給水栓）、浄水場の入口（原水）で行います。
- (2) 水質検査項目は、安全を十分考慮し、法令遵守で定めることとします。
- (3) 検査頻度は、これまでの検査結果で得られた検出状況を考慮して定めます。
- (4) 水道水質基準（50項目）についての採水は、受託水道業務技術管理者の管理下で行います。検査は、水道法第20条に定められる厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	内 容	
事 業 の 名 称	夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業	
給 水 区 域	夕張市全域	
計 画 給 水 人 数	42,500人	(平均22年度未給水人口 10,898人)
計 画 1 日 最 大 給 水 量	6,601m ³	(平均22年度実績 1日最大給水量)
計 画 1 日 平 均 給 水 量	4,157m ³	(平均22年度実績 1日平均給水量)

(2) 浄水施設

浄水場名	旭町浄水場	清水沢浄水場
水 源	石狩川水系ポンポロカベツ川	石狩川水系清水の沢川
水 利 権 (m ³ /日)	8,980 m ³ /日	9,340m ³ /日
計 画 浄 水 量 (m ³ /日)	8,440m ³ /日	8,780m ³ /日
給 水 区 域	平和以北の全域	清水沢以南の全域
浄 水 処 理 方 法	薬品沈澱 急速ろ過 塩素消毒	薬品沈澱 急速ろ過 塩素消毒
浄 水 処 理 薬 品 凝 集 剤 アルカリ剤 消 毒 剤	ポリ塩化アルミニウム ソーダ灰 次亜塩素酸ナトリウム	ポリ塩化アルミニウム 液体苛性ソーダ 次亜塩素酸ナトリウム

(3) 配水施設

水系名	旭町水系	清水沢水系
配水池施設	7施設：17池 有効容量合計：3,796 m ³	13施設：23池 有効容量合計：4,069 m ³
管路施設 導水管	925.0 m	7,640.7 m
管路施設 送水管	5,930.5 m	8,286.2 m
管路施設 配水管	60,831.5 m	131,456.5 m
総延長	215,070.4 m	

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水水質の状況

原水は、旭町第1・第2ダム、清水の沢ダムから直接取水しています。

いずれの水源も上流部が人畜の生活圏ではないため、人的な汚染リスク[※]等の心配が少なく、現行では、安定して良質の取水が得られています。

※人的な汚染リスクとは、人間や家畜などが排出する窒素・リンなどの栄養源の蓄積、工場排水に含まれる可能性のある有害化学物質などをいいます。

★★ 旭町水系 ★★

旭町第1ダム・第2ダムの湖水は、源流のポンポロカベツ川が、清浄・良質な水質であり、ダム湖の水深も深いため、供用開始から長い年月が経ちますが、現行では、富栄養化の影響が少なく、一年を通して安定した原水が得られています。

ダム湖周辺には、緑が多く茂り、土砂崩れが起きていないため、降雨による濁度上昇も短期間で、且つ、穏やかなものとなっています。

★★ 清水沢水系 ★★

清水の沢ダム湖水は、近年、富栄養化の影響や季節・天候等の条件により、原水水質の変化（藻類の発生、色度の上昇等）がみられます。しかし、湖内に設置された水質改善装置によって藻類の異常発生を抑制することで、水質は大きく改善されているため、現行では浄水処理に影響ありませんが、今後も継続して監視することが重要です。

また、数年前にダム湖周辺で起こったと推測される土砂崩れで、降雨の度に原水濁度が上昇していました。その後、収束の傾向となりましたが、昨年度は同様の原因によるものと推測される濁度の上昇がありましたので、今後も留意して監視する必要があります。

現行において、想定される原水の汚染原因（人的な汚染要因以外のもの）は下表の通りです。

浄水場名	旭町浄水場	清水沢浄水場
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による濁水 ・融雪水による低水温・低アルカリ化 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による濁水 ・融雪水による低水温・低アルカリ化 ・藻類の異常発生 ・ダムの富栄養化

(2) 浄水水質の状況

これまでの水質検査結果でも水質基準を十分に満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

4. 水質管理上の問題点と取り組み

(1) 夕張市が抱える問題点について

夕張市全域の広大なエリアを2つの浄水場で賄うため、水道管路の延長はとても長くなります。また、減・断水の無い安定的な供給を実現するため、地域ごとに貯水池を設けているため、浄水場からご家庭の蛇口に至るまでに時間がかかってしまいます。

水道水は、安全であることが法令で定められており、ご家庭の蛇口にて一定量以上（遊離残留塩素にて0.1mg/l以上）の消毒効果が必要とされています。消毒剤は、水温や滞留時間などの影響によりその効果を失っていきますので、水温の上昇する夏場はその添加量を増加しなければなりません。

日本の水道事業者の多くが使用している消毒剤の【次亜塩素酸ナトリウム水溶液】には、その目的である消毒効果のある塩素成分の他に、不純物として臭気酸や塩素酸が含まれており、これらは法令でおのおの上限基準値が設けられております。

消毒効果を損なうことなく不純物の含有を抑えるには、先に述べた『広大なエリア』『滞留時間』の課題が問題となってきます。

(2) 取り組みとその成果について

夕張市では、平成20年度当初より下記の取り組みを行っており、この事を遵守します。

1. 不純物含有量の少ない製品への変更

平成19年度以前の検査結果がないため、比較検討はできませんが、現在（平成23年2月）までの検査結果で、最高値は基準の1/4以下と製品の安全性を確認しており、継続して確認していきます。

2. 薬品注入箇所の増設

水温の上昇する夏季間のみ追加塩素注入する箇所を設け、適正に管理することによって、市内全域（特に各枝水系の末端区域）の残留塩素濃度の維持を図っていきます。

追加塩素注入する箇所は、陽光配水池、紅葉山川向ポンプ室、久留喜ポンプ室の3カ所に加えて、沼の沢メーター室、南部ポンプ室の2カ所を増設しています。

3. 水質測定箇所（末端給水栓）の増設

各枝水系末端の残留塩素濃度を定常的に測定・監視することで、目標の残留塩素濃度 0.3mg/l±0.1mg/l (0.2mg/l~0.4mg/l) に近い管理を行っていきます。

必要最少量の薬品注入で『安全な水』をより安心して提供していくことを目指します。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水（給水栓水）の水質検査項目と検査頻度

1. 水質検査項目

- I) 法令に基づく水質基準項目（50項目）の水質検査を行います。
- II) 法令に基づく毎日検査項目（3項目）と臭気・味の異常確認を表【給水栓水の水質試験結果表(1)、(2)】及び表【浄水場（原水）の水質試験結果表】及び表【浄水場（浄水）の水質試験結果表】の通り行います。

なお、アルカリ度については、浄水場の原水は毎日、浄水は1回/月の検査を行います。

2. 検査頻度

表【平成24年度 夕張市上水道水質検査頻度及び設定理由】のとおり検査を行います。

(2) 原水（取水口）の水質検査項目と検査頻度

1. 水質検査項目

- I) 法令に基づく水質基準項目（50項目）のうち消毒副生成物（11項目）と味を除く38項目の水質検査を行います。
- II) クリプトスポリジウム等指標菌（大腸菌数・嫌気性芽胞菌類）検査を年4回行います。
- III) クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年1回実施します。

2. 検査頻度

表【平成24年度 夕張市上水道水質検査頻度及び設定理由】のとおり検査を行います。

6. 採水地点及びその理由

浄水（給水栓水）

採水系統	採水地点	選定理由
旭町水系	夕張市平和1番地51 平和浄化センター	末端であるため
清水沢水系	夕張市南清水沢4丁目 友井給油所	末端であるため
	※楓地区 夕張市楓 楓生活館	末端であるため
	※滝ノ上地区 夕張市滝ノ上 滝の上生活館	末端であるため

※清水沢水系は給水区域が広いため、楓、滝ノ上地区は補助的に性状を確認するため、毎月検査を行います。

原水（水道原水）

採水系統	採水地点	選定理由
旭町水系	夕張市旭町市有地 旭町浄水場 着水井	原水水質把握の代表的な場所であるため
清水沢水系	夕張市清水沢1丁目国有林 清水沢浄水場 着水井	原水水質把握の代表的な場所であるため

7. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生した場合は、直ちに必要な水質検査を実施し、水質異常が終息し、安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源に著しく変化が見られたとき。
- (2) 給水栓水に異常が認められたとき。
- (3) 大規模事故・災害等発生時。
- (4) その他、特に必要があると認められたとき。

8. 水質検査の方法

(1) 定期検査項目

厚生労働大臣登録機関に依頼して検査します。

依頼先：財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

(2) 毎日検査項目

1. 残留塩素の測定は残留塩素系（DPD試薬による比色法）で行います。
2. 色、濁りは外観目視で行います。
3. 臭気・味は異常を感じないことの確認を行います。

9. 水質モニター制度の推進

ゆうばり麗水株式会社は、市民参加型の水道事業運営を目指します。

日頃から水道水に関心を持っていただくことで、様々なご意見を頂戴し、水道事業運営に反映することを目的として、毎日検査項目についてご家庭の蛇口でモニタリングしていただきます。市民モニターの方々には、水質測定の意義、検査方法（1日1回の残留塩素の測定、色及び濁りの外観目視点検、臭気・味の異常の有無確認）などをご説明させていただき、ご理解を得たうえで行って頂きます。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画及び検査結果は、夕張市水道お客様センター（市役所庁舎内）と夕張市のホームページで公表します。市民の皆様のご意見は、今後の水質検査計画策定に当たり参考とさせていただきますので、ゆうばり麗水㈱お客様窓口までご連絡ください。

11. その他

- (1) 常に安全で満足していただける水道水を供給いたします。
- (2) 水道水質の信頼性を確保するため、関係する検査機関と連携して技術の向上に努めます。
- (3) 水道事故等が発生したときには、保健所（管轄：北海道岩見沢保健所）並びに、検査機関と連携し早期の復旧に努めます。
- (4) 住民の疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。
- (5) 検査結果に基づき必要に応じて計画を見直していきます。また、その経過等を公表します。

ゆうばり麗水㈱お客様窓口 TEL 0123-53-2011

FAX 0123-53-2012

平成24年度 夕張市上水道（旭町水系）水質検査頻度及び設定理由

No	項目	基準値	平成21年度	平成22年度	平成23年度	1/5		1/10		原則検査頻度	1/5超過	1/10超過1/5以下	1/10以下	検査頻度	年間検査回数		設定理由(浄水のみ適用)	定期検査回数(減した場合は) 次回の検査年度
						1年1回頻度可	3年1回頻度可	1年1回頻度可	3年1回頻度可						浄水	原水		
1	一般細菌	100 個/mℓ以下	0	0	1	検査回数減不可		検査回数減不可		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可		検査回数減不可			—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	<0.001	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	—		3ヶ月1回	—	—	○	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	—			○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
9	シアン化物イオン及び亜塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	0.19	0.27	0.35	2.00	1.00	—			○	—	—	月1回	12	12	年4回以上であるが確認のため月1回	
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	<0.08	<0.08	<0.08	0.16	0.08	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
13	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
15	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
16	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
19	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度	
20	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下	<0.06	0.08	<0.06	検査回数減不可		—		3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査	
21	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	0.001	検査回数減不可		—			—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査	
22	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	0.006	0.008	0.004	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下	0.003	0.003	0.002	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下	0.001	0.001	0.002	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
25	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
26	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下	0.011	0.012	0.009	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下	0.004	0.002	0.002	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下	0.004	0.004	0.003	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
29	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査		
31	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下	0.003	0.002	0.003	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	0.01	0.01	<0.01	0.04	0.02	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度	
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	<0.01	<0.01	<0.01	0.06	0.03	—		○	—	—	月1回	12	12	年4回以上であるが確認のため月1回		
34	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下	0.006	0.004	0.005	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度	
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	7.46	6.97	6.4	40	20	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度	
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	<0.001	0.003	<0.001	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度	
37	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	8.8	9.2	7.9	検査回数減不可		—		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	26.8	21.7	24.0	60	30	—			○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度
39	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	45	61	52	100	50	—		3ヶ月1回以上	—	○	—	年1回	1	1	1/5以下であり安定して推移しているため年1回	平成25年度
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	—			○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回	平成25年度
41	ジェオスミン	0.00002 mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000004	0.000002	—		藻の発生する時期 月1回	—	○	—	年3回	3	1	藻の発生する時期(6~8月実施)	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000004	0.000002	—			○	—	—	年3回	3	1	藻の発生する時期(6~8月実施)	
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.004	0.002	—		3ヶ月1回以上	○	—	—	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査	
44	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005	—			—	—	○	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回	平成25年度
45	有機物(TOC)	3 mg/ℓ以下	1.1	0.9	0.8	検査回数減不可		—		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
46	pH値	5.8~8.6	7.1~7.5	6.9~7.5	7.5	検査回数減不可		—			—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査	
47	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	—	法令通り毎月検査		
48	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査		
49	色度	5度以下	<1	<1	<1	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査		
50	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査		
51	クリプトスポリジウム	設定なし	0	0	0	—		—		水源の汚染リスクによる	—	—	—	—	—	1	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定	
52	ジアルジア	設定なし	0	0	0	—		—			—	—	—	—	—	1	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定	
53	大腸菌数(E.coli)(MPN/100ml)	設定なし	69	72	240	—		—		—	—	—	—	—	7	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定		
54	嫌気性芽胞菌数(個/100ml)	設定なし	5	0	5	—		—		—	—	—	—	—	7	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定		

※ カドミウム及びその化合物は、平成22年度より基準値が強化された。(0.01mg/ℓ以下→0.003mg/ℓ以下)

※ 有機物(TOC)は、平成21年度より基準値が強化された。(5mg/ℓ以下→3mg/ℓ以下)

※平成23年4月よりトリクロロエチレンの基準値が強化された。(0.03mg/ℓ以下→0.01mg/ℓ以下)

注1 過去の成績については、平成24年2月現在までの成績

注2 毎月検査、年4回検査については、年間の最大値、年1回検査についてはその値を記載

1日1回行う検査

No	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色、濁り(目視検査)	365
2	臭気・味(異常の有無)	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

平成24年度 夕張市上水道（清水沢水系）水質検査頻度及び設定理由

No	項目	基準値	平成21年度	平成22年度	平成23年度	1/5		1/10		原則検査頻度	1/5超過		1/10超過		1/5以下	1/10以下	検査頻度	年間検査回数		設定理由(浄水のみ適用)	定期検査頻度と異なった場合は 次の検査年度
						1年1回頻度可	3年1回頻度可	1/5超過	1/10超過		浄水	原水									
1	一般細菌	100 個/mℓ以下	0	0	0	検査回数減不可		検査回数減不可		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査				
2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検査回数減不可		検査回数減不可			—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査				
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ以下	<0.001	<0.0003	<0.0003	0.0006	0.0003	—		3ヶ月1回	—	—	○	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査				
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0001	0.00005	—			○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度		
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
8	六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
9	シアン化物イオン及び亜塩化シアン	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査				
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以下	0.20	0.24	0.25	2.00	1.00	—			○	—	—	月1回	12	12	年4回以上であるが確認のため月1回				
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以下	<0.08	<0.08	<0.08	0.16	0.08	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/ℓ以下	0.02	<0.02	<0.02	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
13	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.0002	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
14	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
15	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.008	0.004	—		○	—	—	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査					
16	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
19	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	—		○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度			
20	塩素酸	0.6 mg/ℓ以下	0.13	0.13	<0.06	検査回数減不可		—		3ヶ月1回	—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査				
21	クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	0.001	検査回数減不可		—			—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査				
22	クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	0.016	0.012	0.005	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/ℓ以下	0.004	0.004	0.004	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
25	臭素酸	0.01 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
26	総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以下	0.021	0.016	0.007	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/ℓ以下	0.009	0.003	0.003	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ以下	0.005	0.004	0.002	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
29	ブロモホルム	0.09 mg/ℓ以下	<0.001	<0.001	<0.001	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ以下	<0.003	<0.003	<0.003	検査回数減不可		—		—	—	—	3ヶ月1回	4	—	法令通り年4回検査					
31	亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ以下	0.007	0.006	0.007	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以下	<0.01	0.01	<0.01	0.04	0.02	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度			
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以下	0.02	0.11	0.02	0.06	0.03	—		○	—	—	月1回	12	12	年4回以上であるが確認のため月1回					
34	銅及びその化合物	1 mg/ℓ以下	0.005	0.015	0.003	0.2	0.1	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度			
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以下	7.14	7.62	7.3	40	20	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度			
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ以下	0.002	0.002	0.002	0.01	0.005	—		○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度			
37	塩化物イオン	200 mg/ℓ以下	8.9	10.4	9.9	検査回数減不可		—		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査				
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ以下	18.3	13.3	15.0	60	30	—			○	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度		
39	蒸発残留物	500 mg/ℓ以下	67	60	51	100	50	—		3ヶ月1回以上	—	○	—	年1回	1	1	1/5以下であり安定して推移しているため年1回		平成25年度		
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ以下	<0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	—			○	—	—	年1回	1	1	水源に汚染の恐れはなく1/10以下であるが確認のため年1回		平成25年度		
41	ジェオスミン	0.00002 mg/ℓ以下	0.000002	0.000002	0.000002	0.000004	0.000002	藻の発生する時期		月1回	—	—	○	年3回	3	1	藻の発生する時期(6~8月実施)				
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/ℓ以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	0.000004	0.000002	藻の発生する時期			○	—	—	年3回	3	1	藻の発生する時期(6~8月実施)				
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.004	0.002	—		3ヶ月1回以上	○	—	—	3ヶ月1回	4	1	法令通り年4回検査				
44	フェノール類	0.005 mg/ℓ以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001	0.0005	—			—	—	—	年1回	1	1	1/10以下であるが性状確認のため年1回		平成25年度		
45	有機物(TOC)	3 mg/ℓ以下	1.4	1.2	1.0	検査回数減不可		—		概ね月1回	—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査				
46	pH値	5.8~8.6	6.8~7.3	6.6~7.4	7.1	検査回数減不可		—			—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査				
47	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	—	法令通り毎月検査					
48	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査					
49	色度	5度以下	2	2	2	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査					
50	濁度	2度以下	0.2	0.6	0.2	検査回数減不可		—		—	—	—	月1回	12	12	法令通り毎月検査					
51	クリプトスポリジウム	設定なし	0	0	0	—		—		水源の汚染リスクによる	—	—	—	—	—	1	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定				
52	ジアルジア	設定なし	0	0	0	—		—			—	—	—	—	—	1	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定				
53	大腸菌数(E.coli)(MPN/100ml)	設定なし	6.3	43	280	—		—		—	—	—	—	—	7	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定					
54	嫌気性芽胞菌数(個/100ml)	設定なし	10	5	15	—		—		—	—	—	—	—	7	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を参考に設定					

※ カドミウム及びその化合物は、平成22年度より基準値が強化された。(0.01mg/ℓ以下→0.003mg/ℓ以下)

※ 有機物(TOC)は、平成21年度より基準値が強化された。(5mg/ℓ以下→3mg/ℓ以下)

※平成23年4月よりトリクロロエチレンの基準値が強化された。(0.03mg/ℓ以下→0.01mg/ℓ以下)

注1 過去の成績については、平成24年2月現在までの成績

注2 毎月検査、年4回検査については、年間の最大値、年1回検査についてはその値を記載

1日1回行う検査

No	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色、濁り(目視検査)	365
2	臭気・味(異常の有無)	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365